

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	国民年金に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和4年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>越谷市における国民年金に関する事務は、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という)に基づき以下の事務を行っている。</p> <p>1. 適用事務 国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>2. 免除事務 (1)国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、審査に必要な情報と共に日本年金機構に報告する。 (2)国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。</p> <p>3. 給付事務 (1)老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金等に係る裁定請求書、申請書の受付を行い日本年金機構に報告する。 (2)特別障害給付金の裁定請求書、申請書の受付を行い日本年金機構へ報告する。 (3)年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、支給に必要な情報と共に日本年金機構に報告する。</p>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項別表第1第31項、第83項、第95項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市保健医療部国保年金課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9155

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民税務部市民課	市民協働部市民課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市市民税務部市民課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9155	越谷市市民協働部市民課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9155	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27条) ・番号法第9条第1項別表第1第31項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27条) ・番号法第9条第1項別表第1第31項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	主務省令の追加記載
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高津戸 富夫	池澤 登	事後	所属長の変更
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	池澤 登	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月26日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	越谷市における国民年金に関する事務は、国民年金法に基づき以下の事務を行っている。 3. 給付事務 (1)老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金等に係る裁定請求書、申請書の受付を行い日本年金機構に報告する。 (2)年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、支給に必要な情報と共に日本年金機構に報告する。	越谷市における国民年金に関する事務は、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という)に基づき以下の事務を行っている。 3. 給付事務 (1)老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金等に係る裁定請求書、申請書の受付を行い日本年金機構に報告する。 (2)特別障害給付金の裁定請求書、申請書の受付を行い日本年金機構へ報告する。 (3)年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、支給に必要な情報と共に日本年金機構に報告する。	事後	事務の追加及び文言の修正
令和2年3月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27条) ・番号法第9条第1項別表第1第31項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27条) ・番号法第9条第1項別表第1第31項、第83項、第95項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2	事後	根拠となる法令の追加記載
令和2年3月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①[[実施する] ②番号法第19条第7号 別表第二第48項、第50項、第107項	①[[実施しない] ②-	事後	現状に合わせた修正
令和2年3月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	[30万人以上] 平成27年4月1日 時点	[10万人以上30万人未満] 令和2年1月17日 時点	事後	現状に合わせた修正
令和2年3月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年1月17日 時点	事後	現状に合わせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月5日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	事後	現状に合わせた修正
令和2年3月5日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か (十分である) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か (十分である)	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か () ※[○]接続しない(入手) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か () ※[○]接続しない(提供)	事後	現状に合わせた修正
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更